

平成26年度決算に関する説明資料 (追加)

- 1 健全化判断比率及び資金不足比率 (P1)
- 2 健全化判断比率及び資金不足比率に関する会計区分等 (P5)
- 3 普通会計決算状況分析主要指標 (P6)
(参考) 普通会計決算状況分析主要指標の見方 (P7)

平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

1. 健全化判断比率〔財政の早期健全化・再生に関する判断比率〕

- 早期健全化基準を超える場合：自主的な改善努力による財政健全化（財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の義務付け）
- 財政再生基準を超える場合：国等の関与による確実な再生（財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の義務付け、地方債の起債の制限）

	説 明	平成26年度決算に基づく比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	「一般会計等」を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	— (—)	13.79%	20.00%
連結実質赤字比率	「全会計」を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率	— (—)	18.79%	30.00%
実質公債費比率	「一般会計等」が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	9.8% (11.2%)	25.0%	35.0%
将来負担比率	「一般会計等」が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	72.9% (70.9%)	350.0%	—

※「一般会計等」…角田市の場合是一般会計のみ対象、「全会計」……角田市の場合は東根財産区特別会計を除く

※（ ）は平成25年度決算に基づく比率

2. 資金不足比率〔公営企業の経営健全化に関する判断比率〕

- 経営健全化基準を超える場合：経営健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の義務付け

	説 明	会計区分	平成26年度決算に基づく比率	経営健全化基準
資金不足比率	公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率	水道事業会計	— (—)	20.0%
		公共下水道事業特別会計	— (—)	
		農業集落排水事業特別会計	— (—)	

※（ ）は平成25年度決算に基づく比率

健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率（平成 26 年度決算では実質赤字額はなし）

$$\cdot \text{実質赤字額} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})$$

繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額（なし）

支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額（なし）

事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額（なし）

・標準財政規模（標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常一般財源の額）

$$= \text{標準税収入額等} (4,194,379 \text{ 千円}) + \text{普通交付税} (3,171,934 \text{ 千円}) + \text{臨時財政対策債発行可能額} (495,604 \text{ 千円})$$

$$= 7,861,917 \text{ 千円}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \{ (A+B) - (C+D) \}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

（平成 26 年度決算では実質赤字額又は資金の不足額を生じた会計はなし）

A：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額（なし）

B：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額（なし）

C：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額（636,362 千円）

D：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額（1,207,887 千円）

(地方債の元利償還金＋準元利償還金)－(特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

実質公債費比率＝

の3カ年平均

標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

○ 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

・地方債の元利償還金：1,143,512千円

・準元利償還金(①～⑤の合計額)：661,122千円

① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額(なし)

② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの(522,579千円)

③ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの(138,200千円)

④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(343千円)

⑤ 一時借入金の利子(なし)

・特定財源(住宅使用料、都市計画税等)：186,434千円

・元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：1,120,962千円

・標準財政規模：7,861,917千円

※ 平成26年度の単年度の実質公債費比率は、上記の算式により7.37637%になるが、平成24、25年度の単年度の比率はそれぞれ12.67561%、9.44013%となっているので、3カ年平均は9.8%になる。

将来負担比率 = $\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$

将来負担比率

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

○ 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

・将来負担額 (①～⑧の合計額) : 26,401,154 千円

① 一般会計等の地方債現在高 (12,539,378 千円)

② 債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第5条各号の経費等に係るもの) (なし)

③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰出見込額 (9,785,589 千円)

④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 (1,899,575 千円)

⑤ 退職手当支給予定額 (全職員に対する期末要支給額) のうち、一般会計等の負担見込額 (2,176,612 千円)

⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額及び公的信用保証に係る損失補償見込額 (なし)

⑦ 連結実質赤字額 (なし)

⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 (なし)

・充当可能基金額 : 3,673,081 千円

・特定財源見込額 (住宅使用料、都市計画税等) : 2,362,356 千円

・地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 : 15,445,649 千円

・標準財政規模 : 7,861,917 千円

・元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 : 1,120,962 千円

資金不足比率 = $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$

○ 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

(平成26年度決算では、いずれの会計も資金の不足額はなし)

資金の不足額 : 一般会計等の実質赤字に相当するものとして公営企業会計ごとに算定した額 (なし)

事業の規模 : 料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

水道事業会計 (836,124 千円) 公共下水道事業特別会計 (278,621 千円) 農業集落排水事業特別会計 (14,620 千円)

健全化判断比率及び資金不足比率に関する会計区分等

一般会計等		1 ① 一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	1 ② 一般会計等に属する特別会計	公債管理	勤労者福祉共済 その他事業				
	2 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	① 国民健康保険 ② 介護保険 ③ 後期高齢者医療 ④ 農業共済 ⑤ 老人保健医療 ⑥ 介護サービス	○ ⑦ 駐車場 ○ ⑧ 交通災害共済 ○ ⑨ 公営競技 ⑩ 公立大学付属病院 ⑪ 有料道路				
	3 公営企業に係る会計 (地公企法を適用する事業又は地財令第37条の事業)	法適用企業	① 水道事業 ○ ③ 工業用水道 ④ 軌道 ④ 自動車運送 ④ 鉄道				
		法非適用企業	② 簡易水道 ④ 船舶運行 ⑦ 港湾整備 ⑨ 市場	⑤ 電気 ⑥ ガス ⑧ 病院 ⑫ その他法適用事業 ⑩ と畜場 ⑪ 宅地造成 ⑬ 下水道(農集併含む) ⑬ 観光施設			
	一部事務組合・広域連合	宮城県市町村職員退職手当組合 ○ 仙南地域広域行政事務組合 ○ 宮城県市町村自治振興センター ○	宮城県後期高齢者医療広域連合 ○ 宮城県市町村非常勤消防団員補償協議会 ○ みやぎ県南中核病院企業団 ○				
	地方公社・第三セクター等		角田市土地開発公社 ○				

資金不足比率
(会計ごとに算定)

※○は、角市の健全化判断比率及び資金不足比率に関する会計区分等です。

平成26年度 普通会計決算状況分析 主要指標

角田市における主要指標の推移(10カ年)

項目 年度	単位: %(財政力指数を除く)													
	財政力 指数	実質収支 比率	経常一般 財源比率	経常収支 比率	義務的経費 比率	投資的経費 比率	起債制限 比率	財調 現在高比率	積立金 現在高比率	地方債 現在高比率	実質赤字 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 率
17	0.48	5.8	102.9	90.7	46.4	10.4	9.4	21.1	32.9	154.0			18.6	
18	0.50	5.5	100.4	93.8	46.0	11.0	9.0	20.3	31.2	149.2			17.4	
19	0.53	3.9	97.1	95.1	44.7	11.0	8.5	19.5	30.4	143.8	-	-	12.5	147.6
20	0.54	4.0	94.8	94.0	43.1	16.5	8.6	18.2	28.2	144.6	-	-	11.6	107.2
21	0.52	2.9	94.7	91.6	41.7	9.5	8.9	20.3	30.0	138.7	-	-	10.7	83.8
22	0.48	5.7	93.4	87.9	43.1	16.1	9.1	21.0	31.5	131.0	-	-	10.9	68.1
23	0.46	5.1	94.9	91.6	38.7	17.3	8.8	21.9	33.6	134.1	-	-	10.9	67.7
24	0.44	5.7	96.5	93.2	40.8	15.6	8.7	24.5	37.2	133.9	-	-	11.4	66.8
25	0.46	7.2	92.0	93.0	40.2	17.2	8.1	27.2	40.7	136.2	-	-	11.2	70.9
26	0.48	5.1	90.6	97.8	35.6	26.8	7.0	24.5	36.5	159.5	-	-	9.8	72.9

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも赤字でないことから「-」と表記しています。

～普通会計決算状況分析主要指標の見方～

1. 財政力指数……………基準財政収入額／基準財政需要額で表され、この数値が1に近く、あるいは超えるほど財政力が強いとみることができ、3カ年平均の数値。

2. 実質収支比率……………基準財政規模に対する実質収支の割合である。通常この比率は経験的にみて3～5%程度が望ましいとされている。
(算式) (実質収支額／基準財政規模)×100

3. 経常一般財源比率……………毎年度経常的に収入され、かつ自由にその使途を決定することのできる財源の基準財政規模に対する割合である。この比率が高いほど財政運営は弾力的であるといえる。
(算式) (経常一般財源収入額／基準財政規模)×100

4. 経常収支比率……………財政構造の弾力性をみるうえで最も重要な比率であり、人件費、扶助費、公債費等のように容易に縮減することのできない経常的経費に、市税、普通交付税等を中心とする経常的な一般財源がどの程度充当されているかを測定しようとするものである。
(算式) (歳出総額のうち経常的経費に充当した一般財源／歳入総額のうち広義の経常的一般財源)×100

5. 義務的経費比率……………歳出総額に対する義務的経費の割合である。
(算式) (人件費＋扶助費＋公債費)／歳出総額×100

6. 投資的経費比率……………歳出総額に対する投資的経費の割合である。
(算式) (普通建設事業費＋災害復旧事業費＋失業対策事業費)／歳出総額×100

7. 起債制限比率……………平成17年度までの地方債の許可制限に係る指標であり、算式による過去3カ年の平均をいう。原則として、この比率が20%以上になると一部の起債が許可されず、30%以上になると一般事業債が許可されなくなっていた。
(平成18年度より地方債協議制度への移行に伴い実質公債費比率を用いることとなった。)

(算式) [(公債費充当一般財源等額(繰上償還等を除く)＋公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(施設整備費等に限り)－災害復旧費等に係る基準財政需要額－事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費等)／(基準財政規模＋臨時財政対策債発行可能額－災害復旧費等に係る基準財政需要額－事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費)]×100

8. 財調現在高比率・積立金現在高比率……………基準財政規模に対する財政調整基金(積立金現在高比率:財政調整基金＋減債基金＋特定目的基金)現在高の割合である。この比率が高いほど将来に対する蓄えが大であるといえる。

(算式) (財政調整基金年度未現在高／基準財政規模)×100
(積立金年度未現在高／基準財政規模)×100

9. 地方債現在高比率……………基準財政規模に対する地方債現在高の割合である。
(算式) (地方債年度未現在高／基準財政規模)×100

10. 実質赤字・連結実質赤字比率……………一般会計等(連結実質赤字比率:特別会計等の全会計を含む)を対象とした実質赤字(連結実質赤字比率:実質赤字又は資金不足額)の基準財政規模に対する比率。

11. 実質公債費比率……………一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の基準財政規模に対する比率で、3カ年平均の数値。(以前の地方債発行の指標であった「起債制限比率」から、平成18年度より下水道など公営企業債の返済に充てられた繰出金なども債務として算定する。地方債協議制度の下、この比率が18%以上になると、地方債の発行に際し許可が必要となる。)

12. 将来負担比率……………一般会計等において、今後、将来負担すべき実質的な負債の基準財政規模に対する割合である。

《注》 基準財政収入額……………(基準財政収入額－地方譲与税－交通安全対策特別交付金－市民税所得割における税源移譲相当額の25%－地方消費税交付金のうち引上げ分の25%)×100/75
＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金

【H26:4,194,379千円】

基準財政規模……………その地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模をいう。(基準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額)

【H26:7,861,917千円】